

小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画 施策評価結果一覧
(基本施策ごとの評価)

参考

NO.	基本施策	まちの状態を表す 指標の達成率	(参考)市民意向調査の 満足度(※)	(参考)展開方向 の達成率	「目指すまちの姿」の達成状況
1	防災・減災	100%	26.50%	67%	市民意識調査における防災意識の高まり、LINE公式アカウントのセグメント登録者数の増加、さらに防災訓練参加者数および自主防災会活動支援補助金の活用地区数の増加といった一連のデータは、市民における自助・共助の機運の醸成を裏付けるものです。これらの成果は、防災訓練や補助金制度を長年継続して実施してきたこれまでの取り組みが、市民の防災意識向上に寄与した結果であると言えます。
2	交通安全・防犯	0%	22.00%	55%	人身事故件数は541件から622件、刑法犯認知件数は874件から1342件、消費者トラブル件数は921件から956件となり、いずれの指標も基準値を上回る結果となりました。一方で、「交通安全対策事業への高齢者の参加者数」は251人から510人、「自転車に乗るときにヘルメットを着用している市民の割合」は7.1%から36.2%、「空き巣、忍び込み防止対策をしている市民の割合」は51%から51.7%となっており、市民の安全意識は着実に向上しています。
3	消防・救急	75%	27.20%	100%	令和5年から令和7年の建物火災は、死者数3人、負傷者数15人、発生件数80件の累計となり、いずれも現時点では基準値を下回っています。住宅用火災警報器の設置促進や防火査察の実施により、一般家庭を含む市全体の防火管理の徹底が図られています。一方、救命率は令和6年の6.0%から令和7年は1.1%に低下しており、応急処置や早期対応の状況により変動しています。
4	ごみ・資源・エネルギー	100%	41.60%	83%	令和7年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は400.5g、事業系ごみの年間排出量は10,235tとなり、いずれも基準値を下回りました。これにより資源循環型社会の構築が進んでいます。また、分別や再資源化に取り組む市民の行動が定着してきており、ごみ排出量の削減につながっています。市内温室効果ガス排出量については直近実績として令和5年度は1,760千t-CO2となっており、削減に向けた取組が進められています。
5	自然・生活環境	50%	28.20%	50%	大気汚染および水質汚濁に関する環境基準は概ね基準を満たした状態が維持されています。また、公害苦情の発生件数は179件から129件に減少しており、環境に関する相談件数が減少しています。さらに、不法投棄されたごみの回収量についても、24トンから15トンまで減少しており、ごみのポイ捨て抑制や適正排出の定着が進んでいます。不法投棄のごみの量の減少の背景には、啓発看板の設置や監視カメラの導入、不法投棄防止パトロールなどの取組により、市民の環境意識が向上したことがあると分析されています。大気や水環境の維持に加え、ごみ問題の改善や苦情の減少といった面で成果が現れており、目指すまちの姿の実現に向けて着実に前進している状況にあります。
6	健康・予防	100%	32.20%	56%	まちの状態を表す指標の達成率は100%であり、健康寿命(男性)は基準値80.34年からR7実績80.75年へ0.41年、健康寿命(女性)は基準値84.19年からR7実績85.43年へ1.24年延伸しました。展開方向1では、alkoのダウンロード数が21,261件から31,921件へ増加し、健康いきいきポイント利用者も478人から1,155人へ増加するなど、市民が日常的に健康づくりに取り組む行動が拡大しました。展開方向2では、サロン等地域におけるフレイル予防事業参加者数が597人から724人に増加し、健康状態不明者数が1,232人から953人へ減少するなど、健康管理行動の実施が進んでいます。展開方向3では、アクティブシニアの総合相談窓口の相談件数やこまき市民交流テラス「ワクティブこまき」を拠点とした取組への参加者数が増加し、高齢者の社会参加行動が拡大しました。展開方向4では、健康づくり出前講座の受講者が590人から988人へ増加し、健康に関する知識習得行動が拡大しました。一方で、アクティブシニアの総合相談窓口を通じた関係機関、団体へのマッチング数やがん検診受診率は目標に達しておらず、取組のさらなる強化が必要ではありますが、市民の健康づくりや社会参加に関する行動は全体として拡大しています。
7	地域福祉	100%	22.50%	78%	市社会福祉協議会との連携や、14小学校区で組織されている地域協議会などにおいて、地域住民が自ら、地域における支え合いの必要性を感じ、実践されたこともあり、地域福祉活動に参加している市民の割合が31.4%となり、着実に地域福祉活動が広がってきています。一方で、多問題を抱える方に対する相談窓口を設置・運用しているが、課題が複雑・多様化してきており、支援体制の強化が求められます。
8	介護・高齢者福祉	50%	20.50%	64%	介護ニーズの高い85歳以上人口は令和4年の4,948人から令和8年1月1日時点で6,303人に増加し、それに伴い要介護・要支援認定率も14.0%から16.2%に上昇しています。一方で、在宅サービスの充実により、要介護(要支援)認定者のうち在宅で生活している割合は79.9%から82.4%に上昇しています。この結果、要介護状態であっても自宅や地域で生活する高齢者の割合が維持・向上しています。
9	障がい者(児)福祉	67%	18.00%	80%	ヘルプマークを知っている市民の割合は64.3%から81.1%に上昇しています。また、研修会参加者数は159人から294人に増加するとともに、スポーツレクリエーション参加者数は193人から276人に増加しており、市民が障がいに関する取組へ参加する行動が見られます。一方で、相談件数は15,133件から18,428件へ増加しており、当事者やその家族の相談ニーズに対応する体制は確保できていますが、福祉サービス利用時の相談員等によるサービス利用計画作成割合は56.4%から49.2%へ低下しており、相談員等による支援体制を充実する必要があります。

NO.	基本施策	まちの状態を表す 指標の達成率	(参考)市民意向調査の 満足度(※)	(参考)展開方向 の達成率	「目指すまちの姿」の達成状況
10	医療保険・地域医療	100%	31.80%	55%	令和2年度以降、医科においては外来診療と併せて訪問診療を週1回以上実施する、又は訪問診療に重点を置く診療所の開設が続いており、往診及び看取りの件数が増加しています。 歯科においても、訪問診療に対応する診療所が増加しており、市民が住み慣れた地域で訪問診療や在宅での看取りを選択できる環境になってきています。
11	学校教育	33%	32.00%	70%	学校が楽しいと思うこどもの割合は92.3%と高い水準を維持しています。また、不登校児童生徒のうち登校できるようになった者及び良い変化があった者の割合やトイレの洋式化率は増加しています。一方で、不登校児童生徒数は735人と増加し、児童生徒の登下校中の交通事故件数は横ばいの状況です。これらの結果から、教育環境の整備や支援により一定の成果は見られるものの、児童生徒の登校や安全面に関する課題は継続しており、引き続き個別支援や安全対策の強化が必要な状況です。
12	出会い・結婚・子育て支援	33%	24.40%	73%	婚姻率は3.7、合計特殊出生率は1.06といずれも基準値を下回っており、結婚や出産に関する状況は厳しい状態が続いています。一方で児童館利用者数は令和6年度よりやや減少しているものの、なお644,566人という高水準を維持しており、こどもや子育て世代が安全・安心に過ごせる居場所としての利用は一定程度確保されています。核家族世帯や共働き世帯の増加により、子育て支援サービスを利用する市民の行動が継続して見られる一方で、結婚や出産に関する行動変化には結びついていない状況です。
13	幼児教育・保育	100%	26.50%	60%	小規模保育事業所の整備や既存施設の活用等により受入枠の確保を進めた結果、希望する幼児教育・保育サービスを利用できる保護者の割合は基準年度(令和5年度)の82.2%から令和7年度は87.6%へ上昇しました。 また、国の幼児教育・保育の無償化制度の実施や共働き世帯の増加に伴い保育サービスに対する需要が高まっており、これらの外部要因も当該指標の水準に影響を与えています。 一方で、保育士不足や業務負担の増加により、安定的な保育サービスの提供体制の確保には課題が残っています。
14	スポーツ	100%	26.90%	100%	健康づくりのためにスポーツに取り組む必要があると考えている市民の割合は、令和5年度86.4%、令和6年度87.2%、令和7年度89.4%と増加しており、市民の健康意識が高まっている状況です。このことから、スポーツの必要性を認識する市民が増加していることが確認できます。一方で、スポーツに実際に行う市民の増加など行動面の変化についてはデータを踏まえた把握が必要です。
15	文化・芸術	100%	24.50%	60%	令和7年度において日頃から文化・芸術に親しんでいる市民の割合は60.3%となり、基準値の51.8%から8.5ポイント増加しました。このことから、市民が文化・芸術に触れる機会の利用や参加が拡大していることが分かります。一方で、特定の世代や分野に偏らず、より幅広い市民が継続的に参加できる環境を整備する必要があります。
16	生涯学習	100%	22.20%	43%	令和7年度の生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合は42.3%となり、基準値28.2%から増加しており、市民が講座へ参加するなど学習活動に取り組む行動が拡大しています。この結果から、生涯を通じて学ぶ機会の提供が一定程度進んでいます。一方で、生涯学習活動に参加していない市民に対し、情報提供の強化や多様な講座の提供を行うことで、市内全域の幅広い層へ参加を促進する必要があります。
17	男女共同参画	50%	15.40%	75%	働いている女性(20～50歳代)の割合は、基準値74%から令和7年度78.3%へ上昇し、女性の就労が拡大しています。一方、固定的な性別役割分担について見直すべきと思う男性の割合は、標本誤差を考慮すると基準値からの変化は見られませんでした。女性の就労拡大が進んでいる一方で、固定的な性別役割分担意識の改革については課題が残っています。男性中心型の労働慣行や男性の家事・育児・介護時間の少なさなど、社会構造に根ざした課題が意識改革を阻害しています。
18	多文化共生	50%	16.90%	60%	外国人市民の登録者数は10,424人から11,809人に増加し、多文化共生推進プランの達成率も64.9%から79.1%に上昇しました。一方で、外国人市民との共生が必要と感じる市民の割合は84.9%から78.9%となり、市民意識の向上には至っていません。生活ルールの周知や異文化理解に関する取組を通じて、市民の相互理解の促進が必要です。
19	シティプロモーション	50%	18.30%	67%	交流人口は基準値1,016,317人から1,408,370人へ増加し、来訪者数の増加による「訪れたいまち」の形成に向けて着実に進展していることが確認できます。また、市公式LINEの友だち数の増加や様々な媒体を活用した情報発信により、市政情報を受け取る人数や機会が増加しています。一方で、情報取得手段の多様化により、ホームページ検索数は基準値8,450件に対し8,350件と減少しています。これらの結果から、市の情報発信に接触する機会や来訪行動の増加が見られ、目指すまちの姿に近づいている状況です。
20	農業	67%	12.60%	63%	農業体験講座の参加者数は展開方向の指標において20人の参加者、市民菜園についても市内209区画のうち8～9割が利用されている状況となっており、市民の農業への関心に関する取組が実施されています。また、耕作放棄地の面積は64.4haで基準値を下回っている一方、農作物被害額は2,775千円と基準値を上回っており、指標ごとに成果と課題が混在している状況となっています。このことから、目指すまちの姿の実現に向けて一部進展がみられる状況です。

NO.	基本施策	まちの状態を表す 指標の達成率	(参考)市民意向調査の 満足度(※)	(参考)展開方向 の達成率	「目指すまちの姿」の達成状況
21	商工業	100%	18.80%	86%	市内総生産額は基準値1,039,563百万円に対して令和7年度は1,388,038百万円と上回り、製造品出荷額等も基準値1,316,660百万円に対して1,708,489百万円と上回っています。一方で、両指標とも令和6年度から減少しており、製造業を中心とする本市の産業構造が景気変動の影響を受けやすい状況にあることが表れています。
22	歴史・文化財	100%	41.20%	67%	小牧山城の発掘調査や現地説明会の開催、史跡整備、歴史講座やワークショップ、企画展の開催、文化財めぐりやこまき検定の実施により、郷土の歴史や文化に触れる機会を提供しました。その結果、「小牧の歴史や伝統文化に興味・関心を持っている市民の割合」は令和7年度に74.6%となり、基準値61%から13.6ポイント上昇しました。これにより、市民が郷土の歴史や文化に触れる機会が増加し、関心を持つ市民の割合が高まるなど、目指すまちの姿に向けた進展が見られます。
23	市街地整備	50%	22.70%	78%	市全体の人口は減少傾向にあり、居住誘導区域内人口密度は基準値53.9人/haから令和7年度53.1人/haへ減少している一方で居住誘導区域内居住率は基準値71.5%から令和7年度71.6%へ増加しています。令和7年3月に改定した小牧市立地適正化計画において、都市の防災に関する機能確保のため新たに防災指針を定めたこと、新たに子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる保育園、幼稚園等を都市機能誘導区域の誘導施設として追加したことにより、市民のライフスタイルや居住選択を尊重したうえで、安心安全に暮らすことのできる居住環境の形成及び都市機能の誘導集積によるコンパクトな都市構造の形成が図れてきていると考えられます。
24	都市交通	100%	29.30%	60%	公共交通機関の1日平均利用者数は39,247人/日から42,717人/日に増加し、週1回以上公共交通機関を利用している市民の割合も14.5%から20.6%に増加しています。市民の公共交通機関の利用頻度が高まり、公共交通を利用した移動が広がっています。
25	道路・橋りょう	0%	18.60%	71%	主要な渋滞発生箇所数は基準値20か所に対し実績値20か所で横ばいとなっており、渋滞対策の実施により一部区間で速度低下の改善が見られますが、箇所数の減少には至っていません。また、歩行者や自転車の交通事故件数は207件と基準値150件を上回っており、交通安全対策を講じているものの事故件数の増加が見られます。これらのことから、安全で円滑な道路交通環境の実現に向けては、更なる対策の強化が必要な状況です。
26	上下水道	50%	34.90%	90%	基幹管路の事故割合は1.1件/100kmとなり増加しましたが、水質基準不適合率は0%と基準値を維持しています。公共下水道普及率は79.2%、整備進捗率は75.0%、接続率は73.2%となり、いずれも増加しています。これらの指標の推移から、安全な水道水の供給と下水道の整備・普及が進み、公共下水道への接続世帯が増加するなど、市民の衛生的な生活環境の維持に寄与しています。
27	河川・水路	100%	26.60%	100%	平成29年度には床上・床下浸水被害が111戸発生しましたが、令和4年度は床下浸水3戸、令和7年度は0戸となっており、被害戸数が減少しています。これにより、浸水被害軽減対策事業の実施が被害抑制に寄与していることが数値で確認できます。
28	公園・緑地・緑道	100%	37.20%	67%	計画的に公園の整備を実施したことにより、身近な公園も増え、市内の公園を訪れた市民の割合も増加するなど、公園の利用が広がっています。さらに、新設時のワークショップにより地域住民のニーズを反映した公園づくりを進めたことで、公園への愛着の醸成につながっています。加えて、イベント等を通じて総合公園市民四季の森の認知度は向上しています。これらのことから、身近な緑とやすぎを感じられる環境づくりが進み、魅力ある公園環境の整備は概ね順調に進展しています。
29	住宅・居住	100%	17.80%	75%	福祉世帯の入居率は69.4%、空き家セミナー及び個別相談会の参加者数は基準値24人から令和7年度28人、空き家管理事業者登録制度(累計)は基準値16件から令和7年度194件など多くの指標は目標を達成し、空き家に関しては、維持管理などにおいて、一定の所有者で行動の変化が見られました。一方で、民間木造住宅耐震改修費補助金は基準値34件から令和7年度24件及びマンション管理認定を受けた件数は基準値、令和7年度とも0件で未達成となり、住宅の耐震改修などについては限定的な成果となりました。
30	協働・情報共有	100%	16.10%	78%	協働に関しましては、「ワクティブこまき」の総利用人数が令和7年度22,291人、利用団体登録数が342団体と年々増加しており、同施設による市民活動やボランティア活動等への支援は順調に行われています。地域協議会についても継続した支援により事業数も増加するなど、活動が活性化しています。また、市民と行政の協働の土台となる地域活動への参加率の向上は、区(自治会)をはじめとする地域活動への関心が高まっている兆しであり、目指すまちの姿に向けて前進している一方、活動の母体となる区(自治会)加入率の低下や活動の担い手不足は深刻化しているため、従来の活動や運営のあり方を見直し、デジタル化による運営の効率化や役員等の負担軽減を図るなどの改革が急務であると考えます。 情報共有に関しましては、各施策により指標は向上し、情報発信の充実を通じて市民との情報共有は前進したと評価しています。

NO.	基本施策	まちの状態を表す 指標の達成率	(参考)市民意向調査の 満足度(※)	(参考)展開方向 の達成率	「目指すまちの姿」の達成状況
31	行政サービス	80%	33.00%	71%	マイナンバーカード保有率は66.8%から83.9%へ上昇し、来庁件数も183,554件から173,983件へ減少するなど目標を達成しました。また、コンビニ交付割合や指定管理者制度導入施設の利用者数も増加しており、5指標中4指標で目標を達成しています。このことから、「利便性・質の高い行政サービスを提供する」という目指すまちの姿の実現に向け、着実に進展していると評価できます。一方、行政サービス満足度は令和7年度83.7%で基準値82.5%と同水準にとどまっており、市民の実感につながるサービスの利便性向上が課題です。また、来庁件数は目標を達成しているものの、令和5年度以降は増加傾向にあります。窓口手続きの見直しやオンライン手続きの拡充など、来庁を必要としない行政サービスへの転換が今後の課題です。
32	行政運営	33%	17.80%	58%	人件費比率(普通会計ベース)は基準値15.3%に対し令和7年度は16.8%となり上昇しています。これは、給与制度運用や人員配置による人件費の増加に加え、人事院勧告に伴う給与改定が影響しています。類似団体における職員数の順位は基準値17団体中3位から令和7年度は30団体中11位となりました。職員配置の見直し等の影響に加え、人口減少に伴い類似団体全体で人口当たり職員数が増加傾向にあることが影響しています。また、計画の進捗状況を測定する指標については、改善した指標数が増加しており、行政運営は概ね効果的・効率的に行われていると評価できます。
33	財政運営	0%	17.70%	100%	経常収支比率は91.2%となり前年度から1.7ポイント低下し、財政の弾力性は改善しています。財政力指数は1.21と前年度から0.03ポイント上昇し、安定した財政基盤を維持しています。一方で、有形固定資産減価償却率は57.0%となり前年度から1.6ポイント上昇しており、公共施設の老朽化が進行しています。これらのことから、財政の健全性は維持されているものの、公共施設の更新・維持管理が課題となっています。

(展開方向ごとの評価)

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
安全・環境	1	防災・減災	展開方向1	市民一人ひとりの防災意識を高めます	50%	方向性を維持	防災訓練の実施や広報媒体による情報発信により、災害用備蓄品の備蓄している市民の割合が基準値から増加傾向にあり、市公式LINEの登録者数も増加しました。これにより、市民が備蓄を行う、災害情報を積極的に取得するといった行動が促進され、防災意識の定着が図られています。	いつ起こるかわからない地震に対して被害を軽減させるには、指標に掲げる事項の数値を維持以上のものにしなければなりません。家具固定、避難所認知及び備蓄率の向上を図るため、転入者を含む市民を対象に、防災ガイドブックの再周知や出前講座及び防災訓練の実施などを通じて具体的な対策方法を周知します。
安全・環境	1	防災・減災	展開方向2	災害に備えて地域で支え合う風土を醸成します	100%	方向性を維持	防災訓練の参加者数が増加し、補助金の活用団体数も増えていることから、地域住民の防災意識の向上と防災活動に参加する行動が広がっています。また、訓練や補助制度を通じて地域単位での防災対策が進み、地域内で支え合う取組が具体的に実施されています。	地域住民の参加をさらに促進するため、引き続き、未参加地区に地区防災訓練の実施を働きかけていきます。また、補助制度の活用促進を未活用地区に対しても働きかけていきます。
安全・環境	1	防災・減災	展開方向3	災害時に迅速に対応できる体制を強化します	50%	方向性を維持	市職員、住民、災害協定事業者が参加する水防・防災訓練を継続的に実施した結果、研修回数および関係団体との連携機会が確保されました。これにより、関係機関が災害時に役割分担を確認し、応急対応を円滑に実施できる体制の整備が進んでいます。	市職員、災害協定事業者および市民を対象に、実践的な訓練を年間8回実施するとともに、訓練後の振り返りを行い対応力の向上を図ります。また、資機材の整備については優先度を整理し災害対応体制の強化を進めます。
安全・環境	2	交通安全・防犯	展開方向1	交通安全意識と交通安全を高めます	75%	方向性を維持	幼児や児童、高齢者の年代に対し、学校や地域の集まりなど多くの機会交通安全教育を実施したことから、交通安全教育への参加者数は3,150人となりました。一方、自転車利用の多い高校生等の年代に対する交通安全教育は実施ができなかったものの、広報・啓発活動としては、自転車の違反に対する交通反則通告制度の開始について令和8年4月の改正道路交通法公布を前に、市内中学校を通じた卒業前の全中学3年生へのチラシ配布やホームページ・SNSによる広報、デジタルサイネージの映像による広報等を重点的に実施し、広い世代に対して周知を図りました。このことが「自転車に乗る時にヘルメットを着用している割合」の指標において、市民意識の高まり(36.2%)に寄与しています。	自転車の違反に対する交通反則通告制度導入の背景には、交通事故のうち自転車関連事故の構成比の増加や自転車対歩行者の事故件数の増加が目立ち、また原因として自転車側の法令違反が認められる場合が多いといった近年の社会情勢があります。本市でも、市民への自転車交通ルールの浸透・定着を図り、自転車関連事故を減少させることが重要な課題です。そのため、交通安全教育による直接的手法に加え、SNSやデジタルサイネージ等による広報・啓発手法も一層活用し、全年代の市民に対し周知を図ります。また、幼児や児童、高齢者等の安全な横断やドライバーに向けた安全運転啓発等についても、引き続き具体的な教育・啓発活動を実施します。
安全・環境	2	交通安全・防犯	展開方向2	犯罪を防ぐ地域の防犯力を高めます	50%	方向性を維持	区や市民等へ防犯カメラ設置補助事業や市が実施する防犯教室等の周知を行った結果、「防犯カメラ設置数」は1,102台、「防犯教育や防犯訓練への参加者数」は1,115人となりました。また、「空き巣、忍び込み防止対策をしている市民の割合」は51.7%となり、市民の防犯意識の向上が見られました。一方、「自動車盗、部品ねらい、車上ねらいの防止対策をしている自動車の保有者の割合」は34.9%となり、基準値を下回りました。市内の刑法犯認知件数においては、自転車盗や特殊詐欺等の増加が見られることから、防犯対策に対する市民の意識向上と行動変容をさらに促進する必要があります。	展開方向の指標において未達成となった「自動車盗や車上ねらい等の防止対策」については、街頭啓発活動のほか、広報こまきや公式SNS等を活用した啓発を実施し、防犯対策実施割合の向上を図ります。また、特殊詐欺被害防止対策については、高齢者を中心として防犯教室を実施するとともに、令和8年度に開催する特殊詐欺対策検討委員会において、高齢者以外の世代にも届くよう新たな啓発方法や対策手法を検討します。さらに、自転車盗対策として、自転車利用者に対してツーロックや防犯登録の啓発を重点的に実施します。街頭防犯カメラについては、これまで設置してきたカメラの維持管理や機器更新にも多くの経費を要する中、市設置カメラの台数増加は簡単ではないことから、区や市民、事業者に対する補助制度の活用促進を図ることで、市全体の防犯カメラ設置数の増加を目指します。
安全・環境	2	交通安全・防犯	展開方向3	消費生活に関し、安心して相談できる環境を整えます	33%	方向性を維持	各種媒体やイベントでの啓発活動を実施しましたが、消費生活センターを知っている市民の割合は54.8%と基準値を下回りました。また、小中学校への出前講座が未実施であったため、若年層への啓発実施回数は0回となっています。	若年層への啓発実施回数が0回であるため、小中学校を対象とした出前講座のみならず、さまざまな主体を通じた啓発機会の確保が必要です。また、消費生活センターの認知度向上のため、SNS等を活用した情報発信を市内全域の若年層に向けて実施する必要があります。
安全・環境	3	消防・救急	展開方向1	火災予防対策を充実します	100%	事業構成の見直し等の余地がある	住宅用火災警報器の条例適合設置率は74.5%となり、適切な設置及び維持管理の実施が進んでいます。また、立入検査及び是正指導により、重大な消防法令違反の特定防火対象物数は0棟を維持しています。加えて、防火水槽の更新により耐震性防火水槽の割合は41.8%となり、防火対策の基盤整備が進んでいます。	住宅用火災警報器の未設置住宅への働きかけに加え、設置後10年を経過した機器の交換を促進することが課題です。市内全域を対象に広報媒体や一般家庭防火査察の機会を活用し、設置、点検及び交換の周知を実施します。
安全・環境	3	消防・救急	展開方向2	救命率の向上を図ります	100%	方向性を維持	救命講習及び救命入門コースの受講者数は2,427人から5,467人に増加し、応急手当の知識を持つ市民が増加しています。また、市民による応急手当実施率は64.6%から70.5%に上昇し、救急現場において応急手当を実施する市民が増加しています。	市民及び学校教育現場を対象に救命講習及び救命入門コースの実施を継続し、受講者の拡大を図ることが課題です。また、救命講習の申込手続については、電子申請を加えて利便性の向上を図ります。あわせて、救急車の適正利用の啓発と出動状況に応じた車両配置を継続し、現場到着所要時間の短縮を図ります。
安全・環境	3	消防・救急	展開方向3	消防団活動の充実強化を図ります	100%	事業構成の見直し等の余地がある	消防団員の定員充足率100%を維持するとともに、地域における防災訓練への参加の継続等により訓練参加延べ人数は2,896人となりました。また、消防団第2分団庫庫の整備により活動拠点を整備しました。これらにより、地域防災体制の中核である消防団の体制が強化されています。	地区訓練等において消防団員が自主防災組織を指導できる体制は整ってきている一方で、災害時における実践的な対応力が課題です。対策として署合同訓練等で実践的な訓練指導を計画的に実施し、消防団員の教育体制を強化します。また、消防団員の定員充足率100%を維持出来るように持続可能な体制を構築するために処遇改善を図ることも必要です。
安全・環境	4	ごみ・資源・エネルギー	展開方向1	ごみの適正な排出を徹底します	75%	方向性を維持	ごみ出しルールの徹底に向け、「資源・ごみ収集カレンダー」の全戸配布、パンフレット配布、市ホームページやアプリによる周知、出前講座を計18回延べ507名に実施しました。その結果、特別収集の受付件数は基準値907件に対し564件まで減少しました。また、「さんあ〜」の登録件数が20,513件となるなど、市民による分別ルールの理解と適正排出の実践が進んだことで、ごみ集積場における不適切な排出の抑制につながりました。また、ごみ排出が自力で困難な世帯の排出支援として実施する「こまやか収集」は、対象が基準値358世帯に対し、422世帯に増加し、ごみ・資源の適正排出及び福祉増進に寄与しました。	不適正排出件数が基準値707件に対し、令和7年度は784件となっていることから、転入者、外国人市民及び単身世帯への分別方法等の情報提供が課題となっています。そのため、転入手続時に対象者へ分別案内を配布するとともに、外国人市民や単身世帯向けにアプリを活用した周知を実施するとともに、外国人市民には多言語版チラシを配布します。また、不適正排出件数が多い地区を対象に、廃棄物適正処理指導員による巡回指導及び個別指導を重点的に実施し、適正排出の定着を図ります。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
安全・環境	4	ごみ・資源・エネルギー	展開方向2	市民・事業者・行政の協働による5Rの取組を推進します	100%	方向性を維持	各種パンフレット配布や出前講座の実施、プラスチックの一括回収の開始により、再資源化率は令和6年度実績で37.6%となりました。また、市内の全事業所に事業者向けのパンフレットを配布したり、直接指導を実施したことにより、事業者による再資源化施設への搬入が進み、再資源化施設で処理された事業系ごみの量は令和7年度実績で4,416tとなりました。これにより、市民および事業者による分別や再資源化行動が進みました。	家庭系ごみを排出する市民および事業系ごみを排出する事業者に対し、これまで以上に分別ルール徹底と再資源化の取組を進める必要があります。特に食品関連事業の事業者に対して重点的に指導・周知を行い、生ごみの減量や再資源化の取組を拡大します。
安全・環境	4	ごみ・資源・エネルギー	展開方向3	エネルギーの地産地消を進めます	100%	方向性を維持	家庭においては、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の設置補助件数(累計)は1,442件となり、省エネルギー型機器及び再生可能エネルギーの導入が進みました。また、公共施設においては照明設備のLED化を随時実施し、令和6年度のエネルギー消費量は110,204kLとなりました。これらの取組により、家庭や公共施設からの二酸化炭素排出量の削減につながりました。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、家庭・事業者・行政において更なる省エネルギー型機器及び再生可能エネルギーの導入が必要です。特に本市は、産業部門及び運輸部門からの温室効果ガスの排出が多いことから、事業者に対する環境意識の向上が重要で、令和8年3月に締結した東邦ガス㈱との「小牧市におけるカーボンニュートラルの実現に関する連携協定」に基づき、今後は補助金を利用して設置した太陽光発電設備等により削減できたと考えられる二酸化炭素の量を環境価値化し、市内事業者等に売却することでエネルギーの地産地消を図ります。
安全・環境	4	ごみ・資源・エネルギー	展開方向4	環境意識を高めます	50%	方向性を維持	カーボンニュートラル推進課主催の事業に限らず、こまきこども未来大学やジュニアセミナーなど、より多くの方が環境について学ぶ機会を提供しました。また、企業等との連携により環境学習を実施しました。これらの取組により、小中学生の環境にやさしい生活の達成基準は基準値71.9%に対して72.1%、省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合は基準値69.9%に対して70.3%と微増となりましたが、環境に配慮した行動の市民割合は7割程度にとどまっています。	環境について学べる機会は増加しているものの、指標の大幅な増加にはつながっていないことから、具体的な行動につながる情報提供を強化する必要があります。幅広い世代の市民に対して、省エネルギー行動の実践方法を示した資料配布や講座を実施し、実践者数の増加を図ります。
安全・環境	5	自然・生活環境	展開方向1	豊かな自然環境や生物多様性を保全します	100%	方向性を維持	自然環境学習の実施回数は7回から14回に増加し、特定外来生物の駆除活動も5回実施しました。これにより、児童の自然環境に関する学習機会が増加し、環境保全活動への参加の促進が図られました。また、これらの取組を通じて、児童や市民、事業者の環境保全意識の向上が図られました。	特定外来生物駆除活動については、天候の影響により計画どおり実施できない場合があるため、実施方法の検討を行い、着実に実施に努めます。また、自然環境学習については市内小学校と連携し、児童の自然環境に関する学習機会の確保、充実を図ります。
安全・環境	5	自然・生活環境	展開方向2	良好な生活環境を保全・形成します	50%	方向性を維持	環境保全協定締結事業所数は27件で維持されており、事業所において協定に基づく環境配慮行動が継続されています。一方で、合併処理浄化槽への転換補助基数は9基から3基に減少しており、市民による転換行動は減少しています。	環境保全協定については既存の27事業所を対象に定期的な状況確認を実施し、協定の履行状況を管理します。また、合併処理浄化槽への転換補助については、公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除く市民を対象に制度周知を強化し、転換を促進します。飼いの主のいない猫による糞尿や鳴き声、ゴミあさりなどが、地域の生活環境の悪化やトラブルの原因となっていることから、住民・ボランティア・行政が連携して取り組む必要があります。繁殖や周囲に対する危害及び迷惑の未然防止を図るため、「こまき応援寄付金(不幸な猫を増やさないまちづくりコース)」を活用し、飼いの主のいない猫の去勢避妊手術を支援します。
安全・環境	5	自然・生活環境	展開方向3	地域の環境美化を推進します	0%	事業構成の見直し等の余地がある	アダプトプログラム活動者数は12,499人、クリーンアップ事業活動者数は40,954人となり、いずれも基準値を下回りました。一方で、不法投棄防止対策としてナイトボリス及び監視カメラ20台の設置及びパトロールを実施し、不法投棄量は15トンまで減少しました。また、「小牧まち美化ウォーク」では、市民参加による環境美化活動により小牧駅前周辺で毎年軽トラック1台分程度のごみが回収され、清潔が保たれています。	アダプトプログラム及びクリーンアップ事業については、市内の事業者及び市民を対象に、ホームページ等による周知を強化し、年間活動者数の増加を図ります。
健康・福祉	6	健康・予防	展開方向1	健康づくりの習慣化に向けた取組を支援します	80%	事業構成の見直し等の余地がある	alkoダウンロード件数は21,261件から31,921件へ約1.5倍に増加し、健康いきいきポイント利用者数は478人から1,155人へ約2.4倍に増加しました。また、健康経営に取り組む企業数は227社から347社へ増加しました。これにより、市民が日常的に運動や健康管理に取り組む行動や、企業における健康管理の取組が拡大しました。	若い世代(20～40歳代)における利用者割合が低いことから、若い世代を対象にした周知方法の見直し(SNS活用等)や、参加しやすい目標設定等を行い、対象を拡大していく必要があります。
健康・福祉	6	健康・予防	展開方向2	フレイル予防の取組を支援します	100%	方向性を維持	フレイルチェック測定会やサロン等での実施により、フレイル予防事業参加者数は597人から724人へ増加しました。また、「ヘルスラボ・こまき」にフレイルチェックシステムを設置したことでの測定機会が拡充されました。これにより、市民が健康状態を把握し、フレイル予防に取り組む行動が拡大しました。	健康状態不明者への対応として、健診受診や事業参加を促進する必要があります。また、事業への参加率や継続率向上に向けて、定期的なフォローやデジタルツールの活用により行動継続を支援し、地域全体でフレイル予防に取り組む体制を強化する必要があります。
健康・福祉	6	健康・予防	展開方向3	高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します	67%	抜本的な見直しが必要	総合相談窓口の相談件数は40件から76件に増加しましたが、マッチング数は47件から43件に減少し未達成となりました。一方、ワクティブこまきを拠点とした取組への参加者数は391人から880人に増加し、高齢者が社会参加活動に参加する行動が拡大しました。	高齢者の社会参加支援について、相談窓口機能をワクティブこまきや社会福祉協議会等に再編し、市内全域を対象に相談対応を実施する必要があります。また、関連事業を集約し、ボランティア活動や就労機会の提供を一体的に行う仕組みへ見直すことで、マッチング件数の増加につなげる必要があります。
健康・福祉	6	健康・予防	展開方向4	心と体の健康づくりの取組を支援します	25%	事業構成の見直し等の余地がある	健康づくり出前講座の受講者数は590人から988人へ約1.6倍に増加し、ゲートキーパー養成講座の受講者数は279人から976人へ約3.5倍に増加しました。一方で、いきいき世代個別歯科健診及び各種がん検診受診率は低下し複数の指標で未達成となりました。これにより、健康づくりに関する行動は一部拡大したものの、受診行動の定着には課題が残っています。	いきいき世代個別歯科健診対象者に対しては、広く対象を捉えた周知を図り、受診行動を促す必要があります。各種がん検診対象者に対しては、個別通知や受診勧奨を強化するとともに、受診機会の拡大を図る必要があります。また、市内全域を対象に、職域受診を含めた実態把握手法の見直しを行い、受診率向上に向けた対策を具体的に実施する必要があります。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
健康・福祉	7	地域福祉	展開方向1	地域福祉活動の活性化を進めます	100%	方向性を維持	市からの補助を活用して、福祉体験学習やココボラの事業を実施しました。これらへの参加を通じ、地域福祉活動に興味関心を抱き、自発的・主体的に参加する市民の育成に貢献しています。またすでに自発的・主体的に地域福祉活動を行っている団体に対しても、必要な経費を補助することで、事業の充実に貢献しました。	少子高齢化に伴い、福祉体験学習やココボラへの参加を希望する市民が減少傾向にあります。また各団体においても新陳代謝が十分でなく、構成員の高齢化と担い手不足が課題となる団体もあります。今後は、地域福祉活動に対する魅力を発信するとともに、各団体には、運営の簡素化や新陳代謝のため必要な取り組みを実施するよう促していく必要があります。
健康・福祉	7	地域福祉	展開方向2	地域における支え合いの仕組みづくりを進めます	100%	抜本的な見直しが必要	地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員の交代があるなど、地域福祉の担い手にも交代や高齢化などがあるものの、地域支え合い推進員と連携し、災害時の支援体制や身近な地域のサロンにおける相談体制が充実しました。	ふくし座談会や地域住民を支える専門職から寄せられている地域課題に対し、緊急度と対象者数などを踏まえ、優先度を付ける必要があります。そのうえで、優先度の高い地域課題の解決に向けて、解決手段や実施主体を整理する中で、具体的に取り組む必要があります。
健康・福祉	7	地域福祉	展開方向3	重層的支援体制を整えます	0%	方向性を維持	重層的支援会議を開催により、複雑で多様な課題を持つ支援ニーズへの支援体制を構築することができました。	多機関が協働し、複雑で多様な課題を持つ支援ニーズに対し、重層的に支援をするため、支援会議の運用方法を見直し、迅速かつ適切な支援会議を開催します。
健康・福祉	8	介護・高齢者福祉	展開方向1	健全な介護保険制度を運営します	75%	方向性を維持	ケアプラン点検件数は141件から147件に増加し、介護給付費の適正化を推進しました。また、介護予防・日常生活支援住民主体サービスの利用者数は91人から209人に増加しています。介護事業所の質向上に向けては、市主催研修の受講者数は34人から12人に減少しているものの、介護サービス事業者連絡会による研修が年6回程度実施されおり、職員の研修機会が確保されています。	介護給付費の適正化は、令和7年度にケアプラン点検を147件、医療情報との突合・縦覧点検を840件実施したものの、今後も高齢化の進展により給付費の増加が見込まれるため、介護保険を持続可能な制度として維持できるよう適正化に努めます。また、介護事業所職員の研修機会を充実し、介護の質の向上に努めます。
健康・福祉	8	介護・高齢者福祉	展開方向2	認知症の人とその家族に対するサポート体制を強化します	33%	方向性を維持	普及啓発や認知症カフェ、チームオレンジの取組支援により、認知症の方及び家族の方を見守り、支援する体制については、整備することができました。一方で、認知症の方の個別支援については、高齢化とともに増加傾向にあるものの、本人及び家族の意向や地域包括支援センターとの役割分担などもあり、結果、指標の達成率は33%となりました。	高齢者人口は横ばい、もしくは減少に転じる予想ではあるが、認知症の方については、増加傾向で推移する見込みであることから、予防的な取組みを充実する必要があります。また、認知症を患っても住み慣れた地域で共に支え合いながら生活する「共生」の重視した普及啓発のほか、支援活動の充実、さらには、当事者の役割などについて地域ごとに取組む必要があります。
健康・福祉	8	介護・高齢者福祉	展開方向3	介護予防の環境づくりを推進します	100%	事業構成の見直し等の余地がある	元気なうちから介護予防に取り組める環境づくりに向けては、各地域において、住民主体の取組みが立ち上がり、取り組む団体数が増加しています。また、リハビリ専門職と連携する中で、小牧市独自の介護予防体操である「こまき身体操」を地域で広める人材の確保と、地域づくりを合わせた展開により、地域で介護予防活動に参加する市民の機会が増加しています。	介護予防が必要な高齢者のうち、会場までの移動手段が確保できない対象者について、市内全域を対象に移動支援サービスの導入など具体的な対策を講じる必要があります。
健康・福祉	8	介護・高齢者福祉	展開方向4	高齢者がいきいきと暮らせる環境を整えます	50%	方向性を維持	老人福祉センターは、令和5年度に1施設が供用開始となり、利用者数は124,799人から228,377人に増加し、目標値を達成しています。シルバー人材センター会員の就業率は86.3%から83.7%に低下しており、就業している会員の割合が減少しています。	老人福祉センターの利用者増加に伴い管理運営費が増加しているため、施設利用者を対象に利用者負担の見直しや運営経費削減策を検討する必要があります。また、シルバー人材センターの会員数が減少しているため、市内企業および高齢者を対象に新規会員募集の仕組みを見直し、会員確保に向けた具体的な施策を実施する必要があります。
健康・福祉	9	障がい者(児)福祉	展開方向1	障がいに関する正しい理解を深めます	100%	方向性を維持	「障がい者(児)スポーツレクリエーションのつどい」への参加者数と参加ボランティア人数は276人、市が主催又は後援する芸術作品などを発表する機会に出展した障がい者の人数は149人となっており、障がいのある方の社会参加の機会の確保と発表活動への参加につながっています。加えて、ヘルプマークを知っている市民の割合は81.1%、障がいに関する研修会への参加者数は294人となっており、市民のヘルプマークの認知や研修会への参加など、障がいへの関心と理解の広がりがみられます。	スポーツレクリエーションのつどいについて、参加者およびボランティアを対象に実施するアンケート結果を踏まえ、開催内容や開催方法の改善を図り、参加者数およびボランティアが年間300人規模の開催を目指す必要があります。
健康・福祉	9	障がい者(児)福祉	展開方向2	相談支援体制を充実します	67%	方向性を維持	相談件数は15,133件から18,428件へ増加しており、障がいのある方やその家族が相談窓口を利用する行動が増加しています。また、市民後見人候補者は15名登録され、地域における支援体制の確保が進んでいます。	成年後見制度の利用を支える担い手確保のため、市民後見人養成研修を2か年かけて実施し、研修修了ごとに10人規模で候補者登録の拡充を図る必要があります。
健康・福祉	9	障がい者(児)福祉	展開方向3	障がい者の自立や社会参加を支援します	67%	方向性を維持	障害福祉サービスをはじめとする障がい者(児)に係る福祉サービス利用に係る扶助費は4年間で約19億円増加し、サービス利用者等の人数増加が見られます。また、意思疎通支援事業の利用人数は13人から14人となっており、障がいのある方が福祉サービスを利用する行動が維持されています。	サービス利用計画の作成を希望する障がい者(児)を対象に、相談支援専門員とのマッチング機会を拡充し、年間150件規模で利用計画作成件数の増加を図る必要があります。
健康・福祉	10	医療保険・地域医療	展開方向1	健全な医療保険制度を運営します	33%	方向性を維持	口座振替助奨等により収納率は94.1%となりました。また、特定健診受診率は41.0%となり、対象者の受診行動の維持につながりました。一方で、1人当たり保険給付費は320,970円となり増加していますが、全国平均を下回る水準となっており、医療費適正化に向けた一定の効果が見られます。	国民健康保険加入者に対し、収納率向上に向けて口座振替の利用促進や滞納者への個別対応を強化する必要があります。また、特定健診の未受診者(約60%)を対象に受診助奨を強化し、受診率の向上を図るとともに、重複・頻回受診者等に対し適正受診指導を実施し、医療費の増加抑制に取り組む必要があります。
健康・福祉	10	医療保険・地域医療	展開方向2	在宅医療・介護の支援体制を充実します	67%	事業構成の見直し等の余地がある	地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の職能団体等を通じて電子連絡帳活用により、医療・介護に関わる多職種間で患者情報を共有する事例が増加しました。	多問題を抱えた困難ケースも生じてきており、医療と介護の連携強化を更に進める必要があります。また、医療・介護従事者を対象にした多職種研修など、開催のあり方を見直しを行う必要があります。更に、電子連絡帳の活用については、未活用の事業所などに対し導入支援を実施し、登録患者数の拡大を図る必要があります。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
健康・福祉	10	医療保険・地域医療	展開方向3	市民病院を核とする地域医療体制を充実します	67%	方向性を維持	救急搬送患者の応需率の向上の取組や地域医療ネットワークシステムへの登録等による他の医療機関との連携推進、高度医療機器の活用により、地域における基幹病院として、安全で質の高い医療提供体制の維持・充実できたものと評価しています。一方で、国からの新型コロナ関連補助金の廃止、人件費の上昇や物価（材料費や委託料等）の高騰による費用の増加、診療報酬額の抑制等により市民病院の経営は厳しい状況が続いています。	現在の地域医療提供体制を維持するため、R8年度の診療報酬改定の内容もふまえ、患者数の増加や診療単価の上昇等による収益確保や費用の抑制に取り組み、市民病院の経営状況（経常収支比率）の改善を進める必要があります。また、同時に救急搬送患者の受け入れを維持させる必要があります。
健康・福祉	10	医療保険・地域医療	展開方向4	休日急病診療所の適正運営に努めます	50%	方向性を維持	休日の急病診療では、インフルエンザ等の流行時期となる11月から翌年2月までの間、小牧市医師会、薬剤師会とも連携し、医師をはじめとする医療スタッフを増員し体制を強化するとともに、適切なタイミングで医療機関を受診するよう窓口をはじめ、広報こまき、市ホームページなどで休日に診療可能な医療機関の情報や休日急病診療所や愛知県救急医療情報センターの情報を案内するなど行った結果、適正受診割合は75.9%となりました。また、休日に医療機関を受診できずに困ったことがある市民の割合が20.1%となりました。	救急医療の役割分担の中で、大きな感染症の流行に対応できるような休日急病診療所における1次救急体制の確保は、待ち時間短縮や患者の身体的な負担軽減のため重要であり、引き続き適正受診の推進を進めていく必要があります。また、急病の際、いつ、どのように医療機関へ受診すると良いのかなど、予め周知することや急な時に困らないようにSNSの更なる活用を図り、医療機関を受診できずに困ったことがある市民（20.1%）の割合を減少させていく必要があります。
教育・子育て	11	学校教育	展開方向1	児童生徒の学びや学校生活を充実します	60%	方向性を維持	協働的な学習や探究的な活動の実施により、児童生徒の主体的で対話的な学びが進み、自分の考えを伝えようとする割合は75.3%、友達のことを聴こうとしている割合は95.3%となりました。一方で、教職員研修の満足度は57.8%にとどまり、さらなる質の向上が必要な状況です。	教職員のニーズや今日の課題を把握し、研修内容の見直しを行い、満足度の向上を図ります。また、小中学校全校において業務削減策を実施し、勤務時間外80時間超の教職員割合をさらに低減させます。そして、令和7年度より全国に先駆けて開始している探究的な活動により、変化の激しい社会をたくましく生きることのできる人を育成していきます。
教育・子育て	11	学校教育	展開方向2	児童生徒や家庭への支援体制を強化します	60%	方向性を維持	スクールソーシャルワーカーによる支援改善件数は253件となり、不登校児童生徒の改善割合は35.9%となりました。また語学相談員の配置により1人当たりの対応人数は40.2人となり、個別支援の充実が進みました。一方で、不登校児童生徒数は735人と増加し、いじめ解消率は小学校48%、中学校40%にとどまり、対応の強化が必要な状況です。	外国籍児童生徒の母国語の多国化や、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加により、相談内容は複雑化・重層化しています。現在、スクールソーシャルワーカーや語学相談員、特別支援教育相談員等の専門職が各校を巡回する体制をとっていますが、発達障害を併せ持つ外国籍の不登校児など、複数の課題が絡み合うケースに対しては、機動的な検討や支援の連携に課題が生じています。また、不登校児童生徒数は毎年過去最多を更新しており、一刻の猶予も許されない状況です。今後は、各校における支援体制を維持しつつ、複数の課題を抱える児童生徒に対応するため、分散する支援リソースを統合し、多職種連携を総合的に調整・統括する司令塔として、総合教育支援センターを整備します。
教育・子育て	11	学校教育	展開方向3	安全・安心な学校給食を提供します	50%	方向性を維持	学校で174回の食育を実施し、食に関する知識の習得機会を確保しました。また、食物アレルギー事故件数は1件となり、安全管理の水準を維持しました。一方で残食率は11.7%となり、食習慣の改善が課題となっています。	全小中学校の児童生徒を対象とした食育内容の見直しを行い、残食率の低減を図ります。また、献立改善や食習慣指導を強化し、食べ残しの削減を進めます。
教育・子育て	11	学校教育	展開方向4	ICT教育環境を整備し、ICTを活用した学びを充実します	100%	方向性を維持	ICTを活用して授業をしている教員の割合は85%、タブレットを活用しているクラスの割合は71%、デジタル教科書を活用している児童生徒の割合は80.6%となりました。これにより授業内でICTを活用する場面が日常化しました。一方で、教員間の活用差が見られるなど、運用面での課題が残っています。	ICT活用能力に差がある教員を対象として、年2〜3回の研修とICT支援員による個別支援を実施します。また、不登校や発達障がいのある児童生徒に対し、全小中学校でICTを活用した学習支援を実施します。
教育・子育て	11	学校教育	展開方向5	安全で充実した教育環境を整備します	100%	方向性を維持	施設改修および点検により施設維持管理上の不備による事故件数は0件となりました。またトイレ洋式化率は94.2%に向上し、安全対策実施件数は28件となりました。児童生徒の熱中症対策のため、全小中学校（建て替えを予定している米野小学校を除く）の体育館に空調設備を設置し、教育環境の改善を図りました。これにより児童生徒が安心して学校生活を送る環境が確保されました。	老朽化している学校施設を対象として、計画的に改修工事を実施し安全な教育環境を維持していきます。また、通学路については関係機関と連携し合同点検を実施し、未対策箇所への対応を進めます。
教育・子育て	12	出会い・結婚・子育て支援	展開方向1	結婚を望む人を支援します	100%	事業構成の見直し等の余地がある	結婚支援事業への参加者数は460人となり基準値44人を大きく上回りました。また結婚新生活支援補助金は35件交付しました。これにより、セミナー参加や婚活イベント参加、相談利用など、結婚に向けた行動をとる市民が増加しました。	婚活イベント参加者のうち成婚に至った人数を把握する仕組みが未整備であることから、参加者に対してアンケートや追跡調査を実施し100%の回答を目指し、成婚状況を把握する必要があります。また、結婚を希望する市民に対し、県の結婚支援事業（あいマリサポート）の活用案内をホームページ等で周知することで、成婚率の向上を図ります。
教育・子育て	12	出会い・結婚・子育て支援	展開方向2	安全で安心な妊娠・出産・産後が過ごせるように支援します	67%	方向性を維持	妊娠11週以内の届出率は93%、産後ケア利用日数は544日、1歳育児相談事業の実施率は81.8%となりました。妊娠届出時面談や妊娠8か月アンケート（765件）、家庭訪問（延1,042戸）などの取組により、支援サービスを利用する妊産婦が増加しています。これにより、妊娠期から産後まで継続して支援を受ける市民の行動が確認されています。	妊娠届出者のおよそ1割（90名程度）の要支援妊婦に対して継続的に個別支援を行う必要があります。また、妊娠届出の遅れが見られる妊婦や健診未受診妊婦に対して、医療機関と連携して受診を促し、継続的に個別支援を行う必要があります。
教育・子育て	12	出会い・結婚・子育て支援	展開方向3	子育て家庭を支援します	60%	方向性を維持	一時預かり利用者数は2,819人、児童クラブ待機児童数は0人となりました。また放課後子ども総合プランは74回実施しました。これにより一時預かりや放課後活動を利用する市民の行動が確認されています。一方で児童虐待解消率は90.6%にとどまっています。	児童虐待対応のケース管理が長期化する家庭に対して、関係機関による継続支援体制が引き続き必要です。また、ひとり親家庭への支援制度について、すべての対象世帯に確実に届くよう、継続的な周知を行っています。
教育・子育て	12	出会い・結婚・子育て支援	展開方向4	地域の子育て・子育てを支援します	100%	方向性を維持	児童館については、中高生利用者数が増加したほか、全体の利用者数も維持することができました。また、こども食堂の実施支援による利用促進や児童への理解向上にもつながりました。一方、子ども会に対しても丁寧に支援することで、少子化や担い手不足による活動規模の縮小に一定の歯止めをかけることができました。以上より、拠点としての児童館と、最も身近な場であるこども会の両面から地域の子育て・子育てを支援できたと評価できます。	社会福祉協議会と連携しこども食堂支援補助金制度について一層PRIに努め、未実施の4館においても実施できるように事業者を募る必要があります。また、こども未来館が本市の子育て支援の中核施設としてその役割を果たすため、こども子育て施策を包括的に実施するための体制を検討する必要があります。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
教育・子育て	12	出会い・結婚・子育て支援	展開方向5	健全な青少年を地域で育てます	67%	方向性を維持	中学生のあいさつ割合は91.4%、学校外活動参加者数は861人となり基準値を上回りました。一方で、地域活動参加割合は30.4%と低下しています。これにより、あいさつや学校外活動に参加する行動は維持されている一方で、地域活動への参加行動は減少している状況です。	地域活動への参加が少ない児童生徒に対し、放課後や休日に参加可能な地域活動についてホームページ等を活用し、100%の周知を目指します。また、学校外活動について、講師の高齢化による担い手不足や少子化により子どもが減少する中、これまでの類似事業との調整を図りつつ、持続可能な事業展開を進めます。
教育・子育て	13	幼児教育・保育	展開方向1	保育需要と多様化するニーズに対応します	50%	方向性を維持	民間事業者による小規模保育事業所の開設などにより、0～2歳児を中心に103名分の受入枠を確保し、4月1日時点における待機児童数0人を維持しました。これにより、保育所等への入園申込みを行った児童が入園できる状況を確認しています。また、所得や出生順位を問わない本市独自の0～2歳児の保育料無償化の実施により、保育サービスを利用する際の経済的負担が軽減されています。	低年齢児を中心とした保育需要の増加に対応するため受入枠の確保を進めていますが、年度途中に入園を希望する児童については受入可能な枠が限られている状況が見られます。また、保育士の十分な確保が難しく、既存施設においても受入体制の拡充が進んでいないことから、安定的な保育サービスの提供に課題があります。一方で、共働き世帯の増加や育児休業からの復帰時期の多様化により、年度途中の入園ニーズが一定数発生しており、これらの外部要因も受入体制のひっ迫につながっています。今後は、将来的な保育需要の見通しを踏まえ、施設の整備や既存施設の活用などにより受入枠の確保に努めるとともに、保育士の確保に向けた処遇改善や働き方の見直しを行うことで、年度途中の入園ニーズにも対応できる体制の整備を進めます。
教育・子育て	13	幼児教育・保育	展開方向2	保育士の確保、育成に取り組めます	100%	方向性を維持	公立保育園における正規保育士の確保に向けた採用試験の実施や処遇改善、奨学金制度の活用により、正規職員割合は基準年度の49.0%から令和7年度は62.4%へ上昇しました。これにより、各施設において正規保育士が配置される割合が高まり、継続的に同一の保育士が保育に従事する体制が確保されています。また、外部研修や園内研修、動画配信型研修の実施により研修参加者数は基準年度の1,149人から令和7年度は1,423人へ増加しており、保育士の専門性向上に向けた研修機会が提供されています。これにより、保護者が保育所等を利用するにあたり、一定の保育水準が維持された環境で保育サービスが提供されています。	公立保育園における保育士について、正規職員割合は62.4%（R7）まで上昇しましたが、依然として約4割が非正規職員で構成されている状況にあります。このため、長時間保育や障がい児保育など業務負担の大きい分野において、安定的な人員配置の確保に課題があります。また、全国的に保育士不足が続く中で、給与水準や勤務時間などの条件に対する求職者のニーズが多様化しており、公立保育園における人材確保にも影響を与えています。今後は、公立保育園に勤務する保育士を対象に採用の拡充や処遇改善、働き方の見直しを進めるとともに、業務負担の軽減に向けた運営体制の見直しを行い、正規保育士の確保と定着につなげます。
教育・子育て	13	幼児教育・保育	展開方向3	幼児教育・保育施設の整備を進めます	0%	方向性を維持	施設の建替えや統廃合の実現には相当な事業期間を要するため、直近の指標数値に変化は見られませんが、（仮称）第一こども園建設工事を開始し、第二保育園改築の設計業務を行う等、目標達成につながる事業を着実に実施しました。また、古雅保育園の改修工事により保育室の内装改修や床暖房の整備等を行ったことにより安全・安心な保育環境が確保されています。	現在進捗中の（仮称）第一こども園建設工事や、これから着工予定の第二保育園改築工事において、社会情勢の変化による建設資材の価格高騰・資材不足により工事進捗に遅れが生じる可能性があります。このため、工事請負業者と連携を図りながら情報収集を行い、必要に応じて市場流通が安定している代替資材の調達を検討するなど、計画どおりに建設工事が進むよう調整します。また、今後予定している山北保育園、さくら保育園及びレイモンド小牧保育園等の建替えにあたっては、建設業界を取り巻く環境を注視しつつ、将来的な保育ニーズの見通しを踏まえて施設規模の適正化を図る等、建設コストを抑制します。
文化・スポーツ	14	スポーツ	展開方向1	スポーツを通して健康で活力ある生活を送ることができる環境をつくりま	100%	方向性を維持	スポーツ教室などへの参加者数は基準年度の2,838人からR7年度3,112人に増加し、スポーツ指導者登録者数は基準年度の278人からR7年度503人に増加しました。また、アジア競技大会を知っている市民の割合は基準年度の16.4%からR7年度80.9%へ上昇しています。これらの結果から、市民のスポーツ活動への参加機会が拡大し、指導体制の充実が進むとともに、スポーツに対する関心が高まり、実際の参加や関与の増加につながっています。	市民全体を対象として、スポーツ活動への参加機会の拡大と継続的な参加を促進する必要があるため、多様な年齢層やニーズに対応したスポーツ教室や大会の充実を図るとともに、中学校部活動の地域展開等に対応した指導者の育成・確保を進め、市内全域で安定的にスポーツ活動が行える体制を整備します。
文化・スポーツ	14	スポーツ	展開方向2	市民がスポーツ活動に快適に取り組める環境を整備します	100%	方向性を維持	施設改修やキャッシュレス決済の導入により、市民が施設を利用する際の手続きが簡便化しました。また、維持管理上の事故件数は0件を維持しており、安全に利用できる状態が確保されています。年間利用者数は533,249人であり、一定の水準で利用が継続されています。	老朽化が進むスポーツ施設について、全施設を対象に優先順位を設定した上で、効果的に施設の改修・更新を実施する必要があります。また、キャッシュレス決済の方法も拡充を進めることでさらなる利便性の向上を図ります。
文化・スポーツ	15	文化・芸術	展開方向1	誰もが文化・芸術に親しみ豊かな生活を送ることができる環境をつくりま	100%	方向性を維持	市民会館での公演などへの参加者数はR7で59,845人、こまき文化財団主催イベント来場者数は32,483人、こども向け文化体験参加者数は1746人となり、すべての指標で目標を達成しました。これにより、市民が文化イベントへ参加する行動や、親子で文化体験に参加する機会が拡大しました。	若年層や文化活動への参加経験が少ない市民を対象に、学校や地域施設を活用した体験型事業を実施し、参加機会を拡大します。また、文化財団と連携し、幅広い分野のイベントを提供することで、市内全域において文化活動への参加者数の増加を図ります。
文化・スポーツ	15	文化・芸術	展開方向2	文化・芸術の推進体制の充実を図ります	0%	方向性を維持	小牧市内を活動拠点とする文化・芸術団体数は267団体となり未達成となりました。また、支援を行った文化団体が実施する事業への参加者数は40,577人となり、基準値を下回りました。これにより、文化団体の活動規模および市民の文化活動への参加機会が縮小している状況が見られます。	高齢化が進む文化団体の構成員や活動参加者を対象に、新規参加者の確保に向けた体験型事業を実施します。また、文化団体に対する相談支援および助成制度の周知を強化し、市内全域において団体活動の継続および参加者数の拡大を図ります。
文化・スポーツ	16	生涯学習	展開方向1	生涯を通じて学びたいことができ、学んだ成果を地域活動などに活かし、生きがいを持って生活を送ることができる環境をつくりま	67%	方向性を維持	市民講座受講者数は令和7年度に1,808人となり基準値1,629人から増加しており、市民が講座へ参加する行動が拡大しています。また、生涯学習の支援や指導に関わった市民の割合は12.2%となり、参画する市民が増加しています。	生涯学習活動に参加していない市民を対象に、講座内容の多様化や情報提供方法の見直しを実施し、参加機会を拡充する必要があります。具体的には、夜間、休日開催など柔軟な学習形態の導入や講座の拡充、周知方法の改善を行い、参加率の向上を図ります。
文化・スポーツ	16	生涯学習	展開方向2	市民が生涯学習に快適に取り組める施設を整備します	100%	方向性を維持	施設予約システムの利用拡大により、公民館利用率は令和7年度に40.9%となり基準値38.5%から増加しており、市民がオンライン予約を活用して施設を利用する行動が拡大しています。これにより、施設の利用機会が増加し、生涯学習活動の場としての活用が進んでいます。	公民館利用者及び未利用者を対象に、施設機能の見直しや予約システムの利便性向上を市内全公民館で実施し、利用機会の拡大を図る必要があります。具体的には、オンライン予約機能の改善や施設設備の更新を行い、利用率の向上につなげます。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
文化・スポーツ	16	生涯学習	展開方向3	図書館サービスを充実します	0%	方向性を維持	基準値である令和4年度は、中央図書館開館に合わせて、大規模な図書購入を行ったことや初期における話題性に起因する「新館効果」による利用増(貸出利用者数・貸出点数・レファレンス件数)があったものと分析しています。現在は、「新館効果」が落ち着いてきたことに伴い、貸出利用者数、貸出点数は減少傾向であるものの、高い水準は維持できています。また、中央図書館は、「貸出中心の図書館」から「居心地のよい滞在型の図書館」へとコンセプトシフトしたことにより、館内でゆっくり過ごす人々が増加するなど、利用形態に変化が見られます。 (参考) 館内利用の増加を示す根拠となる来館者数:740,928人(令和4年度実績)→767,913人(令和7年度実績)	今後は貸出利用の促進を図るため、図書館資料の「探しやすさ」や「次に読む本」に出会える取組、デジタルデバйдの解消、情報アクセシビリティの向上など、図書館の本質的なサービスのさらなる周知が必要です。また、滞在型図書館としての魅力向上を図るため、利用者ニーズに応じた資料の充実や企画展示、読書推進イベントの開催に取り組みます。
文化・スポーツ	17	男女共同参画	展開方向1	あらゆる分野における女性の活躍を推進します	100%	事業構成の見直し等の余地がある	審議会などへの女性委員の登用率は25.6%となり、基準値から0.9ポイント上昇しました。一方、あいち女性輝きカンパニーの認証数は127件となり、基準値73件から大幅に増加しました。審議会等への女性登用については課題が残る一方で、企業における女性採用については労働力不足やライフスタイルの変化により、認証取得に取り組む事業者が増加しました。	審議会委員における女性登用については、女性委員候補の選定方法の見直しを含め、女性の手を挙げづらくさせている要因を見極め、その対応を進める必要があります。また、市内企業を対象に、女性活躍推進に関する制度の周知及び啓発活動を継続・強化する必要があります。
文化・スポーツ	17	男女共同参画	展開方向2	男女共同参画社会の形成に向けた意識改革や教育を推進します	50%	事業構成の見直し等の余地がある	令和7年度は男女共同参画に関する講座を14講座実施し、859人(18歳以上)が参加しました。受講後アンケートで理解が深まったと回答した割合は56.3%となり目標を下回りました。一方、中学生を対象とした出張講座では、受講後に意識が変わった生徒の割合が70.4%となり、基準値49.9%を上回り、男女共同参画に関する理解や意識の変化が見られました。	男女共同参画をテーマとした講座は集客が難しい傾向にあるため、参加しやすい時間帯での開催や身近なテーマ設定による講座内容の見直しを行う必要があります。
文化・スポーツ	18	多文化共生	展開方向1	外国人市民が住みやすい環境を整えます	33%	方向性を維持	令和5年度よりベトナム語外国人相談員を配置し、周知に取り組んだ結果、外国人相談件数は12,840件から15,921件に増加し、相談対応機会が拡大しました。	外国人市民からの相談・通訳件数の増加に対応するため、外国人相談員による相談対応に加え、遠隔通訳サービスを活用した多言語対応を全庁的に推進する必要があります。また、日本語教室の受講者数が基準値301人に対し280人にとどまっていることから、日本語教室の周知を強化する必要があります。
文化・スポーツ	18	多文化共生	展開方向2	日本人市民と外国人市民が互いの「ちがいを」を学び交流し、協働する機会を増やします	100%	方向性を維持	交流事業等への参加者数は1,281人から1,717人に増加し、日本人市民と外国人市民が交流事業に参加する機会が拡大しました。	地域コミュニティと連携し、地域で実施される活動やイベントにおいても、外国人市民と日本人市民の交流が促進されるよう支援する必要があります。
産業・交流	19	シティプロモーション	展開方向1	シティプロモーションを推進します	100%	方向性を維持	市公式LINEの友だち数は61,391人から71,353人へ増加し、市民がLINEを通じて市政情報を取得する機会が増加しました。また、ブランドロゴマークの認知度は87.6%となり、市の都市ブランドに接触する市民の割合が増加しました。	若年層や子育て世代など特定の対象に対し、市公式LINEやSNSを活用した情報発信を実施するとともに、他の世代への周知方法も工夫する必要があります。具体的には、対象とする年代層に応じた情報発信内容の見直しにより、認知度の維持及びさらなる向上を図る必要があります。
産業・交流	19	シティプロモーション	展開方向2	地域資源の魅力を高めます	100%	方向性を維持	地域資源の魅力向上に取り組んだ結果、市民が地域資源の価値を認識し、シビックプライドの醸成が進み、「人に紹介したくなる観光資源がある」と答えた市民の割合は38.4%から54.4%へ増加しました。これにより、市民が地域資源を認識し、他者への紹介意向が高まったことが確認できます。	地域資源に対する認識のさらなる向上を目指すため、SNSやWeb媒体を活用した情報発信を強化し、地域資源に関する情報を継続的に発信するほか、メディア等で取り上げられた客観的な評価を積極的に市民へ還元することで、「人に紹介したくなる観光資源がある」と回答する市民割合54.4%の向上を図る必要があります。
産業・交流	19	シティプロモーション	展開方向3	まちのにぎわいを創出します	33%	事業構成の見直し等の余地がある	市制70周年事業としてイベント内容を拡充した結果、「来年以降も小牧市民まつりに来たいと答えた市民の割合」は46.0%となり、来場意向の上昇が確認されました。	イベントごとに設定したターゲット層を意識した事業の実施を今まで以上に意識して実施する必要があります。また、物価高による経費の増加が続いていることから、これまでと同規模のイベント実施が難しくなっていることに加え、内容のマンネリ化も課題となっています。
産業・交流	20	農業	展開方向1	農業の担い手を育成・確保します	0%	方向性を維持	農業体験講座の参加者数は20人となり、定員に達している状況であり、修了生の一部は継続して農業に従事し、JA農産物直売所等での販売を行うなど行動変化がみられます。また、新規就農者の経営開始時における早期の経営確立に向けた補助や、就農後の経営発展のために必要な機械導入のための補助などの支援制度により、農業者の支援を行いました。が、認定新規就農者数は2人と基準値4人を下回っており、新規就農者の確保については目標達成に至っていない状況です。	認定新規就農者の認定には、5年後に安定して自立した農業経営を実現するための具体的な計画(農地の確保、知識・技術の習得方法、収量見込み、販売先の確保等)の策定が求められます。しかし、この計画を自力で立案することが、就農希望者にとって大きな負担となっており、申請のハードルとなっています。そこで、窓口相談に來訪した就農希望者に対し、県と連携して就農計画の具体化に向けた指導を行うとともに、認定新規就農者として申請する適切な時期について助言します。また、活用できる各種支援制度の案内や利用促進を図ることで、就農希望者の計画策定を支援し、認定新規就農者数および認定農業者数の増加につなげます。
産業・交流	20	農業	展開方向2	優良な農地を維持・保全します	100%	方向性を維持	農地集積面積は94.7ha、貸付面積は80.9haとなり、いずれも基準値を上回っています。高齢化等により耕作の継続が困難となった農地が担い手へ貸し出されるなど、農地の利用主体の移行が進んでいます。	担い手への農地集積は実施されているものの、高齢化や後継者不足により、今後、耕作放棄地の増加が懸念されます。また、条件不利地や小規模・分散農地では、地域によって担い手への農地の貸付が進んでいない状況です。このため、地域計画に基づき、対象となる農地ごとの利用区分や担い手を明確にした上で、関係機関との情報共有および協議により、農地中間管理機構を活用した農地の貸付調整を行い、担い手への農地の集約を進めます。また、農地周辺における鳥獣被害防止柵の設置に係る支援や捕獲活動等の被害防止対策を実施し、営農環境の維持を図ります。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
産業・交流	20	農業	展開方向3	農業にふれあえる機会を充実します	100%	方向性を維持	市民菜園の利用者数は203人となり、基準値175人を上回っており、市民が農作物の栽培に参加する行動がみられています。農業公園については整備工事を実施している段階です。	農業公園の供用開始後には、食の大切さを理解する場及び農業振興の発信の場となることを目的としつつ、多くの方に来園していただけるよう公園の運営をする必要があります。そのため、指定管理者制度を導入し、貸し農園や収穫体験農園などの体験機会の提供や食育や農業に関するイベントなども開催し、農業への参加機会の拡大を図ります。
産業・交流	20	農業	展開方向4	農業生産基盤の整備を推進します	100%	方向性を維持	新木津用水路改修工事は進捗率が84%と基準値を上回り、排水機能の向上に向けた施設整備が進展しています。また、小木排水機場改築事業についても進捗率が28.9%と基準値を上回り、たん水被害の軽減に向けた整備が進展しています。これらの取り組みにより、地域の農業生産基盤の強化が進んでいる状況です。	東海農政局および県が事業主体となる農業基盤整備事業については、関係機関との調整を継続し、進捗率の向上を図ることが課題となっています。このため、新木津用水路改修工事においては、国、東海農政局及び愛知県等への要望活動を年2回実施するとともに、東海農政局との協議を年3回行い、事業の進捗管理を行います。また、小木排水機場改築事業についても、愛知県との協議を年3回実施し、進捗管理を行います。これらの取り組みにより、計画的かつ着実な整備の推進を図ります。
産業・交流	21	商工業	展開方向1	既存事業者の経営を支援します	75%	方向性を維持	こまき新産業振興センター及び小牧商工会議所と連携し、個別訪問やセミナーを通じて補助制度の案内を行った結果、市内事業者に対する各種補助件数（累計）は基準値718件に対して令和7年度は2,414件となりました。また、こまき新産業振興センターにおける支援企業数も基準値44件に対して238件となるなど、各指標で基準値を上回りました。これにより、事業者による設備投資やデジタル化等の取組が進みました。	市内中小企業を対象として、デジタル化への取組が進んでいない事業者に対し、デジタル化支援補助金を活用した支援を継続する必要があります。また、補助制度の執行状況や事業者ニーズを踏まえ、制度内容の見直しを行うとともに、市内全域の事業者に対して、こまき新産業振興センターによるセミナー開催や個別訪問を通じて支援を実施し、デジタル化の取組を促進する必要があります。
産業・交流	21	商工業	展開方向2	産業集積を進めます	100%	方向性を維持	企業訪問や立地相談への対応、補助制度の提案などの支援を行った結果、市の補助制度を活用して進出した企業数（累計）は基準値16件に対して19件となり、次世代産業人材育成等の補助件数も42件となるなど、各指標で基準値を上回りました。これにより、企業の立地や設備投資、次世代産業の振興への取組が進みました。	企業立地の推進に関しては、工場等の新增設を検討している企業に対し、企業立地優遇制度等を活用した支援を継続して実施するとともに、企業立地の受け皿となる産業用地の確保に向けた施策の検討を進める必要があります。また、次世代産業の振興に関しては、市内企業を対象に次世代産業分野への参入や人材育成・確保に係る支援を継続的に実施する必要があります。
産業・交流	21	商工業	展開方向3	起業・創業希望者や企業のチャレンジを支援します	100%	方向性を維持	こまき新産業振興センター及び小牧商工会議所と連携し、個別訪問やセミナーを通じて補助制度の案内を行った結果、起業・創業者に対する補助件数（累計）は296件、市内事業者の新たな取組や販路開拓に対する補助件数（累計）は290件となり、いずれも基準値を上回りました。これにより、起業・創業や販路開拓に取り組む事業者が増加しました。	市内中小事業者や起業・創業希望者に対し、補助金制度の内容をニーズや社会情勢に応じて見直しながら、起業・創業や販路開拓を支援していく必要があります。また、市内企業全体を対象として、こまき新産業振興センターにおけるセミナー開催や伴走支援を継続し、企業の新たな取組を後押ししていくとともに、セミナー開催や伴走支援を継続し、企業の新たな取組を後押ししていくほか、地域経済の持続的な成長を図るため、スタートアップの創出・育成や誘致を促進するための支援策の充実を図る必要があります。
産業・交流	21	商工業	展開方向4	人材の確保・育成と求職活動を支援します	67%	事業構成の見直し等の余地がある	就労支援センターにおける新規相談者数に対する就職者の割合は35.7%となり、また人材確保・育成に対する補助件数は33件となるなど、各指標で基準値を上回りました。一方で、就職フェアに関する指標は未達となりましたが、求職者の就職支援や企業の人材確保に向けた取組は実施されました。	市内企業を対象として、就労支援センターにおける相談支援や人材確保・育成に対する補助制度を継続する必要があります。また、求職者と企業のマッチング機会を確保するため、企業研究バスツアーやガイダンスなどの代替事業について、その効果を検証し、求職者の就職支援や企業の人材確保に向けた取組に係る新たな支援施策の検討を進める必要があります。
産業・交流	22	歴史・文化財	展開方向1	史跡小牧山を保存・活用します	100%	方向性を維持	小牧山城の発掘調査や現地説明会、史跡整備、講座やワークショップ、企画展の実施により、小牧山の歴史的価値や魅力に関する情報発信を行いました。その結果、小牧山歴史館等3施設の入場者数は94,019人となり、基準値80,629人から増加しました。これにより、市内外から来訪する人が増え、小牧山に訪れて歴史に触れる行動が促進されました。	史跡小牧山のうち、整備が完了した4箇所については、定期点検（年24回）および修繕対応を実施する必要があります。また、小牧山への来訪者数および歴史館等3施設の入場者数の増加に向け、SNSや公式ホームページ、広報紙を活用した情報発信を行い、特に市外来訪者を対象とした周知を強化する必要があります。
産業・交流	22	歴史・文化財	展開方向2	小牧固有の歴史・文化遺産を保存・活用します	50%	方向性を維持	歴史講座や古文書講座、文化財めぐり、こまき検定などを実施した結果、講座や展示、ワークショップ等への参加者数は39,973人となり、基準値37,137人から増加しました。これにより、市民が文化財に触れる機会が増加し、講座や展示に参加する行動が促進されました。	働く世代および若い世代を対象に、文化財講座や体験型イベントを年間3回以上実施し、文化財に触れる機会を拡充する必要があります。また、ラビオ4階に整備する「こまき歴史発見館」との連携企画として、中央図書館イベントスペース等に来場者数500人規模の企画展示を行うことで、これらの世代に対する情報発信を強化する必要があります。
都市基盤・交通	23	市街地整備	展開方向1	都市機能を適切に配置・誘導し、魅力のある市街地を形成します	100%	方向性を維持	各種計画の改定及び条例の制定については、審議会での意見やパブリックコメントを踏まえ適切に実施されており、都市計画・景観形成に関する制度基盤の充実が図られました。また、小牧駅前広場の再整備計画の策定や桃花台センターバス停の集約化検討、サウンディング型市場調査の実施など、具体的な都市機能の再編や民間活力導入に向けた検討を進め、計画に基づき施策展開が図られました。指標については、いずれも基準値を上回り達成していますが、その要因にはコロナ禍の収束による外出機会の増加といった外的要因の影響も考えられることから、施策効果による持続的な増加であるかについては、今後も継続的に動向を注視する必要があります。	駅前広場再整備や交通結節点機能強化などの取組が来訪者数や滞在・回遊行動に与える影響を検証し、施策の改善につなげます。
都市基盤・交通	23	市街地整備	展開方向2	中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまちを形成します	100%	方向性を維持	駅前広場の再整備に向けた検討を進め、中心市街地におけるにぎわいの創出や安全・安心で居心地の良い空間の創出のための整備計画を立案しました。また、中心市街地活性化に向けた「コマナカmeet」の実施により、市民や事業者による主体的な活動が拡大しています。指標においては、歩行者・自転車通行量が5,817人から6,005人となり、中心市街地への来訪や回遊が一定程度維持されています。また、自主活動の参加者数が増加しており、市民によるまちづくり活動への参加行動が広がっています。	市民等との連携・協働による中心市街地活性化の取組について、市民個人や事業者の参画が増加している一方で、地元商店街等の参画が少ない点が課題です。このため、地元商店街等が参画しやすかつ参画メリットの主体が参画し、持続的ににぎわい創出につなげます。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
都市基盤・交通	23	市街地整備	展開方向3	良好な住環境及び工業系市街地を創出します	67%	方向性を維持	土地区画整理事業の施行区域内の居住人口は9,546人となり基準値を下回りましたが、道路整備率は83.6%、建築行為申請面積は62.15haとなり基準値を上回っています。道路などの整備により、宅地利用が可能となった土地や基盤整備がされた既存の宅地において、住宅などの建築が進みました。	地権者の意向の確認や補償・工事内容等の丁寧な説明を繰り返し行うことで、合意形成を図り、道路などの基盤整備を着実に実施します。
都市基盤・交通	23	市街地整備	展開方向4	東部地域への関心を高め、人や情報のつながりを深めます	50%	方向性を維持	市ホームページ（東部まちづくりニュースのページ）の年間アクセス数は3,293件から2,024件となり目標を達成できなかったものの、東部地域トライアル活動支援及び補助金の申請件数は6件から20件へ増加し目標を達成しました。「まちづくりワークショップ」を毎年開催したことで、地域住民が主体となった新たな活動が生まれ、継続的な取組へと発展しています。これにより、住民同士の交流機会が増加しています。	公式LINEやSNSからホームページへの誘導リンクを設置し、月1回以上の情報発信を行います。あわせて、市内外へ東部地域の魅力を十分に伝えるために、住民や地域団体による主体的な情報発信を促進し、多様な視点から情報が発信される環境づくりを進めます。情報発信や交流の促進を通じて地域への愛着や誇りを醸成し、人や情報がつながる活力ある地域づくりを推進するとともに、その基盤となる地域の交流・活動拠点のあり方について検討を進めます。また、トライアル活動支援については、年間5件以上の申請件数を確保するとともに、パートナーシップ制度の活用を促進し、活動の継続性を高めます。
都市基盤・交通	24	都市交通	展開方向1	より多くの市民が利用できる持続可能な公共交通体系を構築します	100%	方向性を維持	名鉄バス間内岩倉線の1日平均利用者が84人から115人に増加し、こまき巡回バス「こまくる」の1日平均利用者数も2,088人から2,435人に増加するなど、すべての指標で目標を達成しました。これにより、市民が公共交通機関を利用する機会が増加し、公共交通による移動が拡大しました。	運転手不足などにより、公共交通サービスの維持が課題となっています。そのため、市内全域を対象に、小牧市地域公共交通計画に基づき、こまき巡回バス「こまくる」の再編や新たな交通手段の導入検討などの取組を実施し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を進めます。
都市基盤・交通	24	都市交通	展開方向2	公共交通の利用を促進します	33%	事業構成の見直し等の余地がある	公共交通利用促進協会や民間交通事業者と連携・協力した啓発活動を年4回実施し、バス停の待合環境整備箇所数は27か所に増加するなど、複数の指標で目標を達成しました。これにより、市民が公共交通機関を利用する機会が確保され、公共交通の利用の維持・拡大につながりました。	公共交通の利用割合が増加しているが、市民の半数が公共交通を利用していないことが課題であるため、市民全体を対象に、小牧市地域公共交通計画に基づく啓発活動や情報提供の実施、バス停環境の整備を進め、利用者の増加を図ります。
都市基盤・交通	25	道路・橋りょう	展開方向1	円滑に移動できる道路を整備します	100%	方向性を維持	都市計画道路の整備率は78.8%、狭い道路の整備率は1.3%、渋滞対策の実施箇所数は累計7箇所となり、いずれの指標も目標を達成しています。これにより、主要な交差点の通行環境の改善や緊急車両の通行確保が進み、道路利用時の安全性や円滑性の向上につながっています。	ビッグデータを活用して選定した優先箇所を対象に渋滞対策を実施していきますが、右折帯設置や交差点改良などのハード対策は用地等の制約があり実施可能な対策が限られているため、交通集中の分散化を目的とした啓発活動などのソフト対策も関係機関等と協議しながら推進する必要があります。
都市基盤・交通	25	道路・橋りょう	展開方向2	歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境を整備します	50%	方向性を維持	通学路歩道整備率は50.7%となり、通学路における歩車分離の確保が進んでいます。一方で、自転車通行帯の整備率は0%であり整備は進んでいません。これにより、歩行者の通行環境は一定程度改善されていますが、自転車利用者の安全な通行確保については課題が残っています。	通学路や歩行者等の安全確保が必要な道路について、歩道設置や歩車分離の整備を進めるとともに、自転車ネットワーク計画に基づき優先整備区間約11.5kmについて段階的に整備を実施する必要があります。
都市基盤・交通	25	道路・橋りょう	展開方向3	重要橋りょうと横断歩道橋の安全な通行を確保します	50%	方向性を維持	重要橋りょうの修繕工事進捗率は54.3%、横断歩道橋修繕工事進捗率は43.7%となり、計画に基づく修繕が進んでいます。これにより、橋りょう及び横断歩道橋の通行が継続的に可能な状態が維持されており、市民が日常的に安全に道路を利用できる環境の維持につながっています。	老朽化が進む橋りょう及び横断歩道橋について、対象施設のうち供用開始から50年を経過する施設を中心に、長寿命化修繕計画に基づき優先順位を設定し、計画的に修繕工事を実施するとともに、新技術の導入や施設の統廃合を進めることで、補修費用の増大に対応する必要があります。
都市基盤・交通	26	上下水道	展開方向1	健全かつ安定的な経営でサービスを維持します	67%	方向性を維持	下水道事業は、令和7年10月に下水道使用料を改定したものの、使用料収入に対する影響が4か月と小さかったため、経費回収率は65.6%となりました。使用料改定により使用料収入が増加し、持続可能な事業運営に向けた基盤が強化されました。水道事業においては、健全な事業運営を安定的に継続していくために、小牧市水道事業ビジョン・経営戦略を改定しました。	下水道事業においては、使用料改定後の収入動向を把握し、長期経営計画の見直しに対応していきます。水道事業においては、水道事業ビジョン・経営戦略の改定に基づき、水道事業の運営が安定的に継続できるよう適正な料金について検討していきます。
都市基盤・交通	26	上下水道	展開方向2	安全な水を供給します	100%	方向性を維持	水質基準不適合率は0%を維持しており、安全な水道水の供給を継続しました。また、水質検査結果を毎月公表することで、市民が水道水の安全性を確認できる環境が整備されました。	老朽化が進行している水道施設を対象に、更新対象施設の優先順位を整理したうえで、全市的に計画的な更新工事を実施し、水質管理機能の維持を図ります。
都市基盤・交通	26	上下水道	展開方向3	公共下水道の普及・接続を促進します	100%	方向性を維持	公共下水道整備進捗率は75.0%、接続率は73.2%となり、いずれも向上しました。未接続世帯への訪問や郵送による働きかけにより、公共下水道へ接続する世帯が増加しました。	未接続世帯を対象に、接続率の低い地区を中心として訪問や通知による働きかけを実施するとともに、全市的に公共下水道整備を計画的に進め、接続率の向上を図ります。
都市基盤・交通	26	上下水道	展開方向4	施設の適切な維持及び計画的な更新を推進します	100%	方向性を維持	管路の耐震管率は26.9%まで向上し、不明水率は18.8%まで低下しました。また、水道及び下水道施設の事故停止件数はそれぞれ0件となり、安定した供給が維持されました。工事実施に伴い交通規制情報を事前に提供したことにより、市民が施工期間中の対応を事前に把握し、円滑な工事実施につながりました。	老朽化が進行している水道及び下水道施設を対象に、優先順位を設定したうえで全的に更新事業を実施するとともに、事業費の削減に向けて工事手法の見直し及び民間活用を段階的に導入し、財源負担の平準化を図ります。
都市基盤・交通	27	河川・水路	展開方向1	浸水区域を解消します	100%	方向性を維持	下流域の一級河川事業にあわせて準用河川約50mの改修工事及び雨水下水道約290mの整備を実施した結果、準用河川整備率が25.2%、雨水整備区域の整備率が9.7%となり、浸水被害の発生抑制につながっています。	河川工事は水の流れの関係で下流から進める必要があるため、下流域に位置し、国や県が事業主体となる一級河川の事業進捗の影響を受けます。対象となる河川区間において整備を円滑に進めるため、国・県に対し具体的な事業箇所を示して要望を行う必要があります。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
都市基盤・交通	27	河川・水路	展開方向2	河川への雨水流出を抑制します	100%	方向性を維持	雨水貯留施設整備工事490㎡を実施したことにより、進捗率が74.7%となり、豪雨時に雨水を一時的に貯留する機能が確保され、浸水被害の発生抑制につながっています。	事業費の軽減を図るため、市内の公共用地を対象として整備する必要があります。そのため整備候補地の選定段階から関係課と具体的な対象用地を共有し、整備可能箇所の調整を行う必要があります。
都市基盤・交通	28	公園・緑地・緑道	展開方向1	緑の多い環境を整備します	100%	方向性を維持	ワークショップを通じた地域住民のニーズを反映した公園整備、花いっぱい運動による緑化意識の向上、都市緑化推進事業補助による民有地緑化の推進を実施した結果、展開方向の指標達成率は100%となりました。市民1人当たりの都市公園面積は7.77㎡から8.12㎡に増加し、ワークショップを通じて整備・改修した都市公園数は累計11箇所に通しました。また市からの働きかけにより緑化推進に取り組んだ企業数は41件となり、市民の緑化意識の向上と地域住民が公園に愛着を持てる環境づくりが進みました。	緑化推進に取り組む企業数は目標を達成したものの、企業会員数は概ね横ばいとなり、企業への働きかけを強化する必要があります。また、都市緑化推進事業補助の申請件数が令和7年度実績では4件にとどまっており、補助制度の周知拡大が必要です。今後は、緑化推進協議会を通じた企業向け周知活動の強化などより、民有地の緑化と緑化意識の一層の向上を図ります。
都市基盤・交通	28	公園・緑地・緑道	展開方向2	安全・快適な公園を維持します	50%	事業構成の見直し等の余地がある	公園施設長寿命化計画に基づき、令和7年度には3箇所4基の公園遊具更新を実施し、老朽化施設の安全性を確保しました。また、市内103箇所の都市公園・緑地及び78箇所の児童遊園の日常管理を管理方法の見直しを行ったうえで地元区に委託することで、地域主体の持続可能な管理体制を構築しました。管理委託団体が管理する都市公園数は94箇所から103箇所增加到、地域住民が公園管理に主体的に関わる意識の醸成を図りました。一方、公園管理者の過失による事故が令和6年度・7年度に各1件発生し、指標達成率は未達成となりました。	令和6年度、令和7年度に管理瑕疵による事故が1件ずつ発生しており、事故防止対策の強化が必要で。今後は、街路樹の更新を進めるとともに、樹木の定期的な現状確認による危険木の早期伐採、施設の危険箇所の早期補修を実施し、事故ゼロを目指します。
都市基盤・交通	28	公園・緑地・緑道	展開方向3	公園の魅力向上を図ります	0%	事業構成の見直し等の余地がある	Park-PFIを活用した小牧山東公園の整備により、カフェを併設した都市公園として供用開始しました。また、市民四季の森ではバラ・アジサイまつりを毎年実施する他、水辺の音楽広場への日除け施設設置、四季の家のウッドデッキ改修工事、パークゴルフ場内階段手摺設置工事を実施し、来園者の利便性向上を図りました。しかし、市民四季の森を訪れた人数は基準値91,399人から89,085人に減少し、指標は未達成となりました。	バラ・アジサイまつりやPR活動により認知度は向上したものの、利用者数はコロナ禍前の水準からは減少しており、近年は概ね横ばいとなっています。今後は、市民四季の森の機能・利便性向上及び四季彩フェスタの開催を通じた市民四季の森の魅力発信を進め、利用促進を図ります。
都市基盤・交通	29	住宅・居住	展開方向1	安全・安心な住宅の整備を進めます	0%	方向性を維持	耐震化率は令和2年度88.7%から令和7年度90%に上昇し、住宅所有者による耐震改修や建替えが一定程度実施されました。一方で、マンション管理計画認定件数は0件であり、制度を活用した管理計画の認定には至っていません。	旧耐震基準の木造住宅所有者を対象に、重点区域を中心とした地域においてセミナーや相談会を年間複数回実施し、耐震診断から改修までの支援を強化します。また、マンション管理組合を対象に、マンション管理推進協議会と連携して制度説明会等の情報提供をして、管理計画認定の取得件数の増加を図ります。
都市基盤・交通	29	住宅・居住	展開方向2	人にやさしい市営住宅を供給します	100%	方向性を維持	空き家募集を実施した結果、福祉世帯の入居率は69.4%となりました。抽選により入居者が決定されるため福祉世帯の割合は大きく変動しませんが、高齢化により福祉世帯の割合は微増しています。一方で、市営住宅のバリアフリー化については、令和7年度時点では浴室改修を1棟工事実施しており、今後は令和9年度に工事実施予定です。	市営住宅の空き家が発生した場合は速やかに空き家募集を実施するとともに、福祉部局とも連携して、福祉世帯の応募件数の増加に向けた情報提供を行います。また、市営住宅のバリアフリー化については、浴室改修以外にも段差改修などの改修工事を段階的に実施します。
都市基盤・交通	29	住宅・居住	展開方向3	管理不全の空き家がない、良好な居住環境を形成します	100%	事業構成の見直し等の余地がある	各指標は、空き家管理業務実施件数194件(累計)、除却工事費補助金交付件数192件(累計)、定住促進補助金(中古住宅活用タイプ)交付件数150件(累計)となりました。これにより、空き家の管理や除却、利活用に取り組む市民の行動が一定程度見られました。一方で、空き家セミナー及び個別相談会の参加者数は28人にとどまっています。	今後、空き家は増加していくと予測されていることから、これ以上の増加を抑制するため、市民に対し、自宅を空き家にしないための発生抑制セミナーを年間1回以上開催するとともに、住まいのエンディングノートの配布や講座の充実を図ります。また、空き家の流通・利活用を促進するため、相談体制の拡充により相談件数の増加を図ります。
都市基盤・交通	29	住宅・居住	展開方向4	若年世代の定住を促進します	100%	方向性を維持	定住促進事業により若年世代の定住者数は累計3,407人となりました。またR4～R7年度の交付実績では、約61%が市内転居、約39%が市外転入となっており、転出抑制での効果が見られます。	小牧市を定住先として選択してもらうためには、住宅購入前の段階からの働きかけが重要です。そのため、これまでの周知・啓発に加え、年間72件の相談回数を目標とする空家等対策事業の「住まいのコンシェルジュ」において、中古住宅利活用希望者に対し、定住促進事業の制度案内を行います。
自治体経営編	30	協働・情報共有	展開方向1	協働によるまちづくりの環境を充実します	100%	事業構成の見直し等の余地がある	「フクティブこまき」の利用登録団体数及び給利用者数ともに増加していることから、目標としている参加と協働によるまちづくりが進みました。	展開方向の目標は達成されていますが、助成金制度や協働提案事業化制度の利用は減少傾向です。市民活動団体のニーズを的確に把握し、有効な支援策の検討が必要です。
自治体経営編	30	協働・情報共有	展開方向2	地域コミュニティ活動を推進します	100%	方向性を維持	区長連絡網アプリの登録率は95.3%、自治会連絡網アプリの利用世帯数は3,454世帯となり、どちらも増加しています。これにより、区長事務のデジタル化や住民がデジタルにより情報共有する機会が拡大しており、地域活動の効率化が進んでいます。	デジタル化の推進により事務負担の軽減が図られる一方、区長を集めて行う研修会の参加者数は令和6年度の311人から令和7年度は302人に減少しています。働きながら区長を務める方などの時間的制約のある区長でも参加できるよう、研修動画の配信やオンライン参加の導入などの環境を整備し、参加率向上を図ります。
自治体経営編	30	協働・情報共有	展開方向3	情報共有を推進します	60%	方向性を維持	市政情報に関する動画投稿数は1,262件、SNSフォロー数は79,588人となり増加しています。また、SNSや動画を通じて市政情報を取得する市民が増加しています。一方で、市ホームページへのアクセス件数は699,311件/月で目標に達しておらず、媒体ごとの利用状況に差が見られます。	市ホームページのアクセス件数が未達成であるため、ホームページ利用者を対象に二次元コードの活用を実施するとともに、LINEやSNSからの誘導導線を強化します。これにより、市全体でホームページへのアクセス数増加を図ります。
自治体経営編	31	行政サービス	展開方向1	利便性の高い市民サービスを提供します	50%	方向性を維持	庁舎窓口の簡素化・迅速化や行政手続のオンライン化の推進、「デジタル市役所」の開設などにより、市民が来庁せずに手続きを行える環境整備が進みました。その結果、オンライン申請可能手続数およびオンライン申請数は増加し、市民が時間や場所にとらわれずに行政サービスを利用できる状況が広がっています。	今後は、引き続きオンライン申請できる環境整備を進めつつ、一方でオンライン申請が困難な市民への対応やオンライン化できていない手続への対応を進める必要があります。

分野	NO.	基本施策	展開方向番号	展開方向名	展開方向の指標の達成率	今後の施策展開の方向性	達成状況・主な成果	今後の課題・対応策
自治体経営編	31	行政サービス	展開方向2	民間活力の活用や連携を推進します	100%	方向性を維持	PPP/PFI導入基本方針の策定やPark-PFI・指定管理者制度の活用により、公共施設整備における民間活力の導入が着実に進みました。また、企業との包括連携協定の拡充や連携事業の増加、課題提案型実証事業の推進により、民間のノウハウを活用した公共サービスの提供が広がっています。さらに、指定管理者制度の導入施設数や実証事業数はいずれも増加しており、民間との連携によるサービス提供の幅が拡大しました。これらのことから、民間活力の活用・連携の推進は概ね順調に進展していると評価できます。	民間活力については、企業との包括連携協定の拡充、PPP/PFI導入事例の調査研究等を進めることで、引き続き活用・連携を推進していきます。 課題提案型実証事業については、従来の実施手法を見直し、今後は愛知県が推進するSTATION Aiを核としたスタートアップ連携・オープンイノベーションの各種プロジェクトに参画することで、デジタル技術を活用した行政課題及び地域課題の解決に取り組んでいきます。
自治体経営編	32	行政運営	展開方向1	行政を取り巻く環境に即した人材マネジメントと組織体制の整備を行います	40%	方向性を維持	年次有給休暇取得率は58.5%から70%に向上しました。また、プロジェクトチームの設置数は7件となり、組織横断的な取組が進みました。一方で、採用試験方法の見直しや研修の充実等を実施した結果、新規採用職員の充足率は88.5%、自己啓発に取り組んだ職員数は44人となり、目標値を下回る結果となりました。	新規採用職員の充足率が88.5%にとどまっているため、採用対象者への情報発信を拡充し、試験制度の見直しを行い応募者数を増加させる必要があります。また、自己啓発に取り組む職員数が44人にとどまっているため、全職員を対象に自己啓発研修参加機会の拡充を行います。さらに、年次有給休暇取得率は70%となったものの部署間の差があるため、全庁を対象に業務平準化を実施し、取得率の均一化を図ります。 職員が安全で快適に働き続けられる職場環境の維持・向上と、業務効率化による負担軽減が求められています。
自治体経営編	32	行政運営	展開方向2	コンプライアンスを推進します	50%	方向性を維持	内部統制制度の運用により、業務上の不備件数は28件として把握され、業務上の課題の可視化が進みました。一方で、不備件数は増加しており、事務処理の精度向上には課題が残っています。また、ハラスメント防止研修の実施により、ハラスメントを受けたと感じながらも相談しなかった職員数は30件から18件に減少しており、ハラスメントを受けたと感じた職員の減少や相談件数の増加が見られました。	内部統制制度における不備件数が28件発生しているため、全所属を対象に不備事例の共有を年1回以上実施し、同様の事務ミスの再発防止を図る必要があります。また、ハラスメントを受けたと感じながら相談しなかった職員が18件存在するため、引き続き全職員を対象に相談窓口の利用促進策を講じ、対象者全体に対して相談件数の増加を図ります。 職員に対するカスタマーハラスメントについては、職員が働きやすい良好な職場環境の確立のため、カスタマーハラスメント対策の基本的な指針を作成し、周知を図ります。
自治体経営編	32	行政運営	展開方向3	事業効果の高い施策形成に取り組めます	100%	方向性を維持	行政評価による削減額（累計）は増加しており、事業見直しが進みました。一方で、各課による評価シート作成や事務局の確認作業に多くの労力を要している割に、評価結果の活用と事業見直しの直接的な反映については課題が残っています。 外部有識者会議は年1回開催し意見を施策に反映していますが、具体的な事業見直しへの反映は限定的となっています。また、デジタルを活用した政策立案に関する研修を継続的に実施し、研修受講者数は増加しており、職員の基礎的な能力向上が確認されています。	評価の活用方法を整理・共有し、担当課の負担軽減を図ることで、各課が主体的に行政評価に向き合う環境を整えます。 外部有識者による会議体については、対象会議を整理し、開催回数や構成を見直し、必要に応じて会議体の統合・廃止を検討する必要があります。 デジタル人材の育成については、全職員を対象に研修受講機会を拡充するとともに、業務での活用事例を全庁に展開し定着を図る必要があります。 今後は、専門性を有する人材の確保が難しくなることが想定されるため、行政が単一の自治体としてすべてを担うことを前提とするのではなく、業務の持続可能性を確保する観点から、近隣自治体との連携や協力の可能性についても、中長期的な視点で整理していく必要があります。
自治体経営編	32	行政運営	展開方向4	業務の改善・効率化を推進します	67%	方向性を維持	提案・改善報告制度および業務改善計画に基づき、業務改善およびRPA等を活用した業務プロセスの見直しを実施しました。あわせて、ペーパーレス推進およびフリーアドレスの導入により、紙使用量の削減および執務スペースの有効活用を行いました。 文書電子処理率およびフリーアドレス導入部署数はいずれも目標値を達成しています。また、業務改善の運用については、令和6年度から「1係1改善」から「1課1改善」へ見直しを行いました。これにより、業務改善に加え、事業の廃止や整理を内容とする提案が提出されています。	業務改善については、件数の確保を目的とするのではなく、業務量や事務負担の軽減といった効果が明確になるよう、改善テーマや評価の視点を整理する必要があります。あわせて、効果の大きい取組については横展開を進め、属人的な改善にとどまらない仕組みづくりを行います。また、引き続きデジタルツールの活用を前提とした業務設計を進めます。 さらに、基幹系システムの標準準拠化を見据え、業務プロセスの整理やBPRを計画的に進め、持続的な業務改善につなげていきます。
自治体経営編	33	財政運営	展開方向1	受益者負担の適正化と歳入確保の強化を推進します	100%	方向性を維持	返礼品の充実や登録アイテム数の増加などにより、こまき応援寄附金の寄附額は1,611,398千円となり目標値を達成しました。また、電子納付の導入により納税者がクレジットカードや電子マネーで納付する件数が増加したことや、積極的な滞納整理を実施したことで市税収納率は97.7%となり目標値を達成しました。	使用料・手数料については、全庁的に概ね5年ごとに見直しを実施することで受益者負担の適正化を図ります。また、市税の納付の方法と機会を充実させ、徴収業務をより徹底することで市税収納率の向上を図り、歳入確保の強化を図ります。
自治体経営編	33	財政運営	展開方向2	歳出の削減と合理化を推進します	100%	方向性を維持	市全体でのコスト意識を踏まえた事務事業の見直しなどにより、経常事業経費の累計削減額は183,542千円となり目標を達成しました。また、公共工事コスト縮減対策、補助金見直しなどにより歳出全体の削減にも繋がりました。	補助金については、全庁的に概ね5年ごとに見直しを実施することで適正化及び歳出削減を図ります。また、物価高騰局面においても財政の硬直性を示す経常収支比率の増加を抑制するため、経常経費充当一般財源の伸びが経常一般財源収入額の伸びを上回らないように歳出削減を図る必要があります。
自治体経営編	33	財政運営	展開方向3	健全で計画的な財政運営を推進します	100%	方向性を維持	市債の管理により実質公債費比率は0.1%となり目標値（2.5%以内）を達成しています。このことや、特定目的基金の管理、公金運用により、安定的な財政運営が可能な状態を維持しています。	今後の財政需要を踏まえ、基金残高を維持するとともに、市債の適正管理を行い、実質公債費比率を適正範囲に収め続ける必要があります。
自治体経営編	33	財政運営	展開方向4	計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します	100%	方向性を維持	年1回の施設点検と保全計画に基づく調整の結果、修繕・改修件数は累計35件となり、予防保全の実施により、計画的な施設維持管理が進められています。	工事全体のうち予防保全の割合が低いため、予防保全の割合を増やし、施設の長寿命化のより一層の推進が必要です。また、人口減少や利用状況を踏まえた公共施設の配置や総量の適正化の取組みが進んでいないため、削減目標を設定することにより、全庁的な施設の配置や総量の適正化の取組の促進が必要です。